

砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領

砥部町告示第 21 号
令和 4 年 3 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町空き家バンク実施要綱（以下「実施要綱」という。）の趣旨に賛同し、町の依頼に基づき取引等を仲介する事業者（以下「協力事業者」という。）の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録要件)

第 2 条 協力事業者となることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であること。
- (2) 一般社団法人愛媛県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会に加盟していること。
- (2) 町内に事業所を有していること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年条例 16 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

(協力事業者の募集)

第 3 条 町は、町のホームページ等により、実施要綱の趣旨に賛同する協力事業者を募集する。

(協力事業者の登録方法等)

第 4 条 協力事業者として登録を希望する事業者（以下「登録希望事業者」という。）は、砥部町空き家バンク協力事業者登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは協力事業者としての登録の決定を、適当と認められないときは登録を行わない旨を、砥部町空き家バンク協力事業者登録決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、登録希望事業者に通知するものとする。

3 前項で登録された協力事業者は、町のホームページ等により公表する。

(登録事項の変更及び取消の届出)

第 5 条 前条第 2 項の規定により登録された協力事業者は、当該登録内容に変更があったときは、砥部町空き家バンク協力事業者登録事項変更届出書（様式第 3 号）により、当該登録を取り消すときは、砥部町空き家バンク協力事業者登録取消届出書（様式第 4 号）により遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第 6 条 町長は、第 4 条第 2 項の規定による登録について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、砥部町空き家バンク協力事業者登録取消通知

書（様式第5号）により当該協力事業者に通知するものとする。

- (1) 前条に規定する登録取消届出書の提出があったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 町長が協力事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、協力事業者に損害が発生した場合であっても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

（協力事業者の紹介）

第7条 町は、空き家バンク制度を利用して空き家に関する売買又は賃貸借をしようとする者（以下「利用者」という。）に対し、協力事業者の活用を推奨し、利用者が協力事業者の紹介を希望する場合は、協力事業者の情報を提供するものとする。

（協力事業者の役割）

第8条 協力事業者は、利用者の意向により、物件の売買又は賃貸借の仲介を行うものとする。また、必要に応じて物件の現地調査や登記事項証明書の確認等を行い、調査した内容を空き家バンク物件登録台帳へ補記するとともに、利用者から物件案内の希望があった場合は、物件の案内を行うものとする。

- 2 協力事業者は、町の依頼に基づき、自らが媒介し、実施要綱に基づく登録がされていない物件を、空き家バンクに登録するよう物件の所有者に勧めることができるものとする。
- 3 協力事業者は、町又は空き家バンクへの物件の登録を希望する者から、物件の登録に関して支援を求められた場合は、特別の事情がない限り協力するものとする。
- 4 協力事業者は、仲介等の結果を町に報告するものとする。

（仲介に係る報酬）

第9条 前条第1項の規定に基づく業務により取引が成立した場合に協力事業者が受け取ることができる報酬は、法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

（協力事業者の責務等）

第10条 協力事業者は、次に掲げる事項に順守し、仲介を行うものとする。

- (1) 利用者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応するものとする。
- (2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、登録の事務に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

(登録希望事業者)

所 在 地

事業者名

代表者名

印

砥部町空き家バンク協力事業者登録申請書

協力事業者として登録を希望しますので、砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

また、登録にあたり、町税等の納税状況について、砥部町が調査及び確認することに同意します。

記

商 号 又 は 名 称	
宅地建物取引業者免許番号	
登 録 団 体	☐ 愛媛県宅地建物取引業協会 ☐ 全日本不動産協会
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
ホ ー ム ペ ー ジ	
添 付 書 類	宅地建物取引業者免許証（写）

第 号
年 月 日

（登録希望事業者）様

砥部町長 印

砥部町空き家バンク協力事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった協力事業者登録について、下記のとおり（登録・却下）したので、砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

登 録 番 号	第 号
登 録 日	年 月 日
却 下 理 由	

年 月 日

砥部町長 様

(協力事業者)
所 在 地
事業者名
代表者名

砥部町空き家バンク協力事業者登録事項変更届出書

協力事業者の登録事項について、下記のとおり変更があったので、砥部町空き家バンク
協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

年 月 日

砥部町長 様

(協力事業者)
所 在 地
事業者名
代表者名

砥部町空き家バンク協力事業者登録取消届出書

協力事業者の登録を下記のとおり取り消したいので、砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
取 消 理 由	

第 年 月 日 号

（協力事業者）様

砥部町長 印

砥部町空き家バンク協力事業者登録取消通知書

下記のとおり協力事業者としての登録を取り消したので、砥部町空き家バンク協力事業者登録事務取扱要領第 6 条の規定により通知します。

記

登 録 番 号	第 号
取 消 日	年 月 日
取 消 理 由	